

常滑市新学校給食共同調理場  
整備事業

実施方針

令和3年9月

常 滑 市



## 目 次

第 1 事業概要.....	1
1 事業名称.....	1
2 公共施設の管理者.....	1
3 本事業の目的.....	1
4 本事業の基本方針.....	2
5 事業の内容.....	3
第 2 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	7
1 敷地に関する各種法規制等.....	7
2 施設要件.....	8
第 3 募集及び選定に関する事項.....	9
1 募集及び選定の方法.....	9
2 審査及び優先交渉権者決定の手順.....	9
3 募集及び選定スケジュール（予定）.....	10
4 募集及び選定等の手続き.....	10
5 参加者の構成.....	12
6 参加者の備えるべき参加資格要件.....	13
7 提案審査書類の取扱.....	17
第 4 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の 確保 に関する事項.....	17
1 リスク分担の方法等.....	17
2 業務品質の確保.....	18
第 5 基本契約及び各事業契約の解釈について疑義が生じた場合におけ る措置に関する事項.....	19
1 疑義対応.....	19
2 紛争処理機関.....	19
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項....	19
1 事業の継続に関する基本的考え方.....	19
2 継続が困難となった場合の措置.....	19
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関す る事項.....	20
1 法制上及び税制上の措置.....	20

2 財政上及び金融上の支援.....	20
<b>第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....</b>	<b>21</b>
1 議会の議決.....	21
2 本事業において使用する言語、通貨単位等.....	21
3 参加に伴う費用負担.....	21
4 情報公開及び情報提供.....	21
5 問合せ先.....	21

**用語の定義**

民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
参加者	本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成企業（代表企業含む）と協力企業から成る。構成員とも言う。
優先交渉権者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった企業グループを指す。
選定事業者	本事業における施設整備業務を実施する者として基本契約を締結した企業グループを指す。
特定建設工事 共同企業体	建設工事関連業務を遂行する共同企業体を指す。優先交渉権者の建設企業と共同企業体の構成員候補者（地元の建設企業）から成る。
設計事業者	常滑市と公共土木設計業務等委託契約を締結し、設計関連業務を行う事業者を指す。
工事監理事業者	常滑市と公共土木設計業務等委託契約を締結し、工事監理業務を行う事業者を指す。
工事請負事業者	常滑市と建設工事請負契約を締結し、建設工事関連業務を行う事業者を指す。共同企業体の構成員候補者も含む。
構成員	本事業を実施するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成企業（代表企業含む）と協力企業から成る。参加者とも言う。
構成企業	特定業務を担当する企業をいい、参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結する法人のこと。
協力企業	必要に応じて構成員に含めることができ、調理機器調達・搬入設置業務等を行う企業をいう。参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結しない法人のこと。
代表企業	構成企業の中で応募手続きを行い、常滑市との対応窓口となる1法人のこと。
事業者（リスク分担表）	事業を遂行する者を指す。

## 第 1 事業概要

### 1 事業名称

常滑市新学校給食共同調理場整備事業

### 2 公共施設の管理者

常滑市長 伊藤 辰矢

### 3 本事業の目的

常滑市の学校給食は、昭和 39 年度に開設された南学校給食共同調理場（昭和 51 年度増築）及び昭和 44 年度に開設された北学校給食共同調理場の 2 つの調理場で給食を調理し、常滑市内の小中学校及び幼・保・こども園に提供している。

現在、食の安全・安心に対する社会的な要請は、食中毒問題や衛生管理上の問題に加え、近年の食物アレルギー反応による重大事故の発生を契機として、一段と高まっている。また、食育基本法の制定（平成 17 年）や学校給食法の改正（平成 21 年）により、児童生徒の食生活と密接に関わる学校給食への食育や地産地消を推進することに対する期待はとて大きくくなっている状況である。

このように学校給食が果たすべき役割は、日に日に重要度を増している。その一方で、それを支える常滑市の学校給食共同調理場は老朽化が進み、早急に抜本的な対策を講じる必要性が高まっている。

常滑市及び常滑市教育委員会では、令和 2 年 5 月に「常滑市学校給食共同調理場整備基本構想」を策定し、学校給食共同調理場運営審議会<sup>※</sup>等での検討結果を踏まえ、新たな学校給食共同調理場整備に係る方針や方向性、必要な機能、設備等について、令和 3 年 3 月に「常滑市学校給食共同調理場整備基本計画」として策定してきた。

常滑市新学校給食共同調理場整備事業（以下「本事業」という。）は、常滑市新学校給食共同調理場（以下「本施設」という。）の整備を行い、将来にわたって安心・安全な給食提供の実現を目的とするものである。

※ 常滑市学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例施行規則第 7 条に基づき、設置した組織。

## 4 本事業の基本方針

### 基本方針1 安全で安心な学校給食を提供できる施設

- ・「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に準拠した衛生管理の徹底を図る。
- ・災害時にも耐えうる施設とし、災害に備えた措置を講じるとともに、大規模災害時には炊き出し等ができる施設とする。
- ・食物アレルギーに対応できる専用調理室を整備し、安全で安心な学校給食を提供する。

### 基本方針2 食育や地域に貢献できる施設

- ・学校給食共同調理場と各学校・地域・家庭との連携強化を図り、食に関する啓発活動や情報発信を進めるとともに、地域食文化の継承や地産地消など、地域に貢献できる施設とする。

### 基本方針3 省エネ・環境へ配慮した施設

- ・省エネ機器の導入等を検討し、環境に配慮した施設づくりを進める。
- ・周辺環境への影響が可能な限り小さくなる施設配置とする。

### 基本方針4 効率的・安定的に給食を運営できる施設

- ・調理時間の短縮が可能な設備・機器の導入など、運営・維持管理費の削減を図る。
- ・学校給食の目標を達成することを基本としつつ、より効率的・効果的な運営を図るため、民間事業者への委託導入を進める。

また、「食物アレルギーの整備方針」、「食育活動に対する整備方針」、「災害を想定した整備方針」、「省エネ・環境に配慮した整備方針」、「バリアフリー・ユニバーサルデザインにおける整備方針」は以下のとおりである。

#### **【食物アレルギーの整備方針】**

- ・安全に食物アレルギー対応食を調理できるよう専用の調理室を整備する
- ・専用調理室の規模については、学校生活管理指導表の提出状況と食物アレルギーを持つ児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、設計時に再検討する

#### **【食育活動に対する整備方針】**

- ・食育活動の取組を進めていくため、研修室や見学通路等を整備する

#### **【災害を想定した整備方針】**

- ・「常滑市地域防災計画」に基づき、災害時の非常炊き出しが実施できる設備を設置する
- ・非常炊き出し時に必要となる水を確保するため、受水槽は災害発生時の対応を想定した設備（非常用給水栓の設置等）とする

#### 【省エネ・環境に配慮した整備方針】

- ・高効率型、省エネルギー型の建築設備（空調設備、給湯設備、照明設備等）や厨房機器を設置し、エネルギー使用量とランニングコストの削減を図る
- ・熱源は、環境への負荷やイニシャルコスト・ランニングコストのほか、作業環境等への影響や災害時の復旧可能性などを総合的に勘案して決定する
- ・臭気や騒音等による周辺環境への影響が可能な限り小さくなる施設配置及び建築設備で整備する

#### 【バリアフリー・ユニバーサルデザインにおける整備方針】

- ・国が示す「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」や県が制定した「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、エレベーター、自動ドア、スロープ、多目的トイレ等を整備する

## 5 事業の内容

### （1）施設概要

- ・事業用地：愛知県常滑市苅屋字加茂 151
- ・敷地面積：約 10,700 m<sup>2</sup>
- ・供給能力：8,000 食／日（中学校：2,000 食、小学校：4,250 食、幼保（こども園を含む）：1,750 食（3歳以上：1,650 食、3歳未満児の離乳食：100 食）を想定）

### （2）事業方式

本事業における施設の整備は、民間事業者の有する様々なノウハウを活用した設計建設一括発注方式（DB 方式（Design：設計、Build：建設））により実施するものとし、常滑市は、本施設の設計及び建設に係る資金を調達し、本施設を所有する。

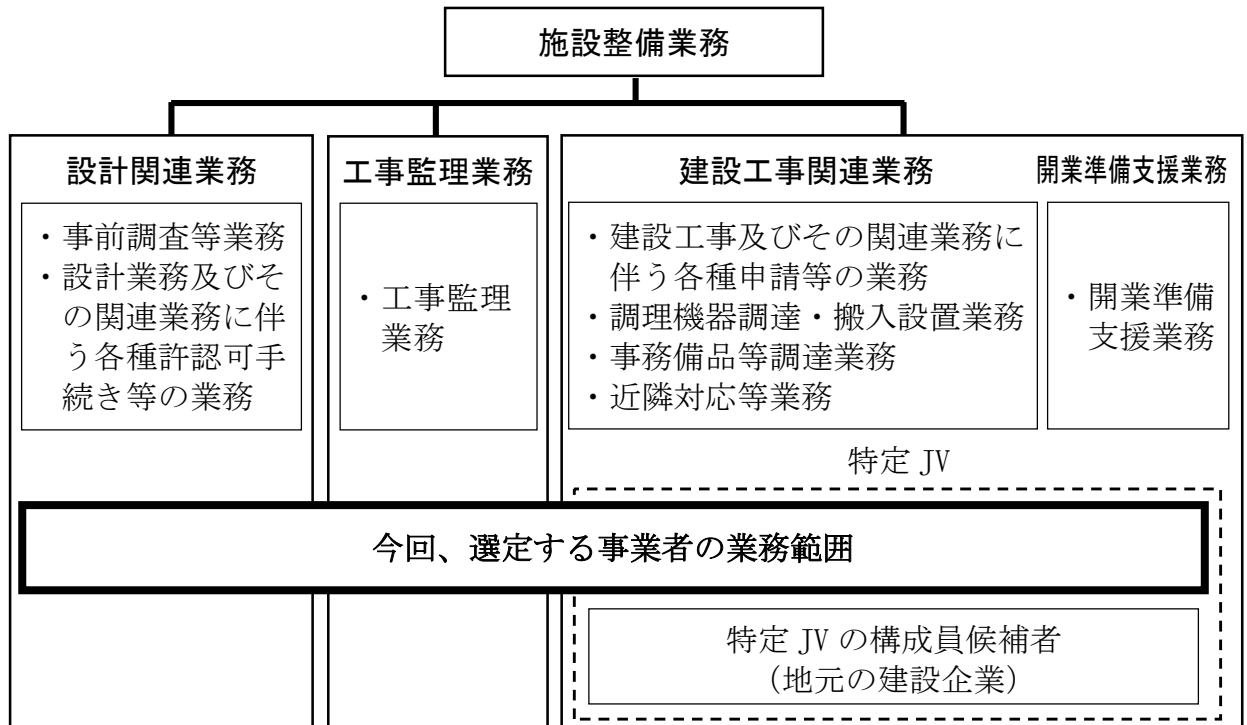
### （3）事業の構成

本事業は、本施設の設計・建設（以下「施設整備業務」という。）と供用開始に向けた準備（以下「開業準備支援業務」という。）で構成される。

施設整備業務は、事前調査等業務、設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務（以下「設計関連業務」という。）、工事監理業務と、建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務、調理機器調達・搬入設置業務、事務備品等調達業務、近隣対応等業務（以下、開業準備支援業務も含めて「建設工事関連業務」という。）から構成される。設計関連業務と工事監理業務は、本事業を実施する者として基本契約を締結した企業グループ（以下「選定事業者」という。）を構成する企業が行う。

また、建設工事関連業務は、選定事業者を構成する企業が共同企業体の構成員候補者設立する特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）が行う。

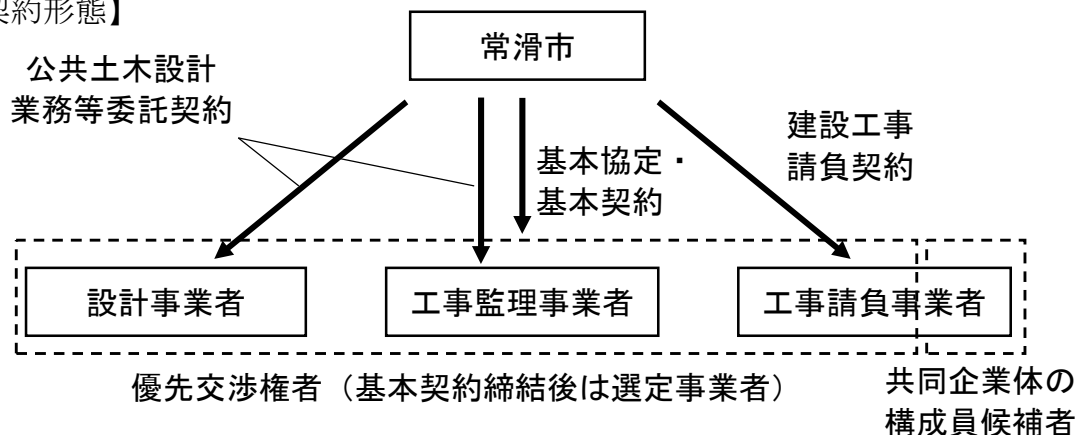
【事業の構成】



(4) 契約形態

常滑市は、本事業に係る基本協定及び基本契約を優先交渉権者と締結する。更に、基本契約に基づき、本施設の施設整備業務のうち、設計関連業務を行う者（以下「設計事業者」という。）、工事監理業務を行う者（以下「工事監理事業者」という。）とそれぞれ公共土木設計業務等委託契約を、本施設の施設整備業務のうち、建設工事関連業務を行う者（以下「工事請負事業者」という。）と建設工事請負契約を締結する。

【契約形態】





#### (5) 建設工事関連業務の契約形態

建設工事関連業務の契約形態は、特定JVとする。優先交渉権者となった者は、基本協定締結後速やかに「共同企業体の構成員候補者一覧等（別紙1）」に示す候補者の中から2者を選定して、共同企業体を結成するものとする。ただし常滑市がやむを得ないと認めた場合は、1者のみと共同企業体を結成することも可とする。なお、万一、優先交渉権者に起因する事由で共同企業体を結成することができなかつた場合は、「本事業の契約についての締結の見込みがない」と判断し、基本協定を解除した上で、当該優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した者のうち、順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で、新たな優先交渉権者として交渉を行う。

#### (6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和6年9月30日までとする。  
※ただし、本施設の供用開始日は令和6年9月1日を予定している。

#### (7) 事業の範囲

設計事業者、工事監理事業者及び工事請負事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する実施要項等において示す。

##### ① 施設整備業務

- ア) 事前調査等業務
- イ) 設計業務
- ウ) 工事監理業務
- エ) 建設工事
- オ) 調理機器調達・搬入設置業務
- カ) 事務備品等調達業務
- キ) その他事業を実施する上で必要な関連業務（各種許認可申請、近隣対応等）

##### ② 開業準備支援業務

- ア) 開業準備支援業務

#### (8) 設計事業者、工事監理事業者及び工事請負事業者の収入

常滑市は、設計事業者、工事監理事業者及び工事請負事業者に本施設の施設整備に係る対価を支払う。具体的な支払方法、支払時期については、後日公表する基本契約及び各事業契約において示す。

**(9) 遵守すべき法制度等**

設計事業者、工事監理事業者及び工事請負事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法令、条例・規則、要綱・基準等）を遵守すること。

**(10) 事業スケジュール（予定）**

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容	時期
事業本契約の締結	令和4年6月下旬
事業期間	基本契約締結日～令和6年9月30日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和6年7月中旬
施設引渡し日	令和6年7月中旬
開業準備期間	令和6年7月中旬～令和6年9月30日
供用開始日	令和6年9月1日

**(11) 実施方針の変更**

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、実施要項等の公表までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を常滑市のホームページにおいて公表する。

## 第2 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

事業用地	愛知県常滑市苅屋字加茂 151 (常滑市南陵市民センター敷地内)
用途地域	市街化調整区域
敷地面積	約 10,700 m <sup>2</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テニスコート北側低未利用地 3,470 m<sup>2</sup></li> <li>・ テニスコート (クレークコート) 3,850 m<sup>2</sup></li> <li>・ 南陵武道場東側空き地 3,380 m<sup>2</sup></li> </ul>
建ぺい率	60%
容積率	200%
高さ制限	指定なし
防火地域	指定なし
日影規制	指定なし
交通環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 m以上の幅員を有する道路に接道</li> <li>・ 国道 247 号に近い</li> </ul>
インフラ整備状況	<p>本事業には、本施設の整備に伴う敷地外のインフラ整備を含み、以下のインフラ接続を行う場合は、各管理者の定める規則等に従い、整備すること。提案にあたっては、選定事業者にて必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法等を決定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道：前面道路にはないが、市道南陵線まで敷設あり</li> <li>・ 下水道：なし</li> <li>・ 雨水管：前面道路にはないが、市道南陵線まで敷設あり</li> <li>・ 電気：接続可</li> <li>・ 都市ガス：前面道路にはないが、国道 247 号まで敷設あり</li> </ul> <p>※本事業には、本施設の整備に伴う敷地外のインフラ整備も含む。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波浸水・液状化区域外</li> <li>・ 敷地東側に一部住宅あり</li> <li>・ 敷地南側に公共施設あり</li> <li>・ 敷地内にテニスコート及びフェンスあり</li> </ul> <p>※本事業には、本施設の整備に必要な既存樹木の伐採、伐根及び既存施設の撤去等も含む。</p>

## 2 施設要件

本施設の概要は、以下のとおりとし、詳細については、要求水準書において示す。

供給能力	8,000食/日（食物アレルギー対応食を含む。） （中学校：2,000食、小学校：4,250食、幼保（こども園を含む）：1,750食（3歳以上：1,650食、3歳未満児の離乳食：100食）を想定）
稼働日数	小中学校：概ね190日/年、幼保：概ね222日/年
提供先	小中学校、幼・保・こども園
学級数 （食缶数）	260学級（令和6（2024）年の供用開始時の学級数を想定）
幼保対応	小中学校とは別室で対応 離乳食は、幼保の調理室の一角（同室・同ライン）での対応を想定
献立数	小中学校：1献立、幼保：1献立、離乳食：1献立
炊飯対応	対応せず
建築構造	官庁施設の総合耐震計画基準等に準拠した構造
延床面積	8,000食/日を円滑に供給でき、食育に必要な機能を満たす面積
厨房の 作業環境	ドライシステム
厨房機器、 備品類	8,000食/日を供給可能な調理機器及び備品類を設置
HACCP 対応	文部科学省策定の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省策定の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を満たすとともに、HACCPの概念に基づいた施設
アレルギー食 への対応	アレルギー専用調理室を設置 幼保は、別室で対応 対応食数は、小中学校：60食程度/日、幼保：80食程度/日
食育	調理作業が見学できるスペース、食育活動の場となるスペース（研修室等）を設置
排水基準	排水処理ができる施設を整備
駐車スペース	配送トラック駐車場（8台）、職員・来客用等駐車場（120台）、自転車置場（20台）を想定
外構	緑地、囲障 等

給食センターの主な施設構成は、以下のとおりである。

区 分		室 名	
新 学 校 給 食 共 同 調 理 場	給食 エ リ ア	汚染 作 業 区 域	プラットフォーム、荷受室（肉・魚類、調味料・乾物、野菜類）、検収室、食品庫・調味料庫、冷蔵庫（室）、冷凍庫（室）、油庫、廃棄庫、倉庫、下処理室（肉・魚類）、下処理室（野菜類）、卵処理室、ピーラー室、計量室、器具洗浄室、残菜庫、洗浄室、回収風除室、汚染食器専用洗浄室 等
		非汚染 作 業 区 域	上処理室（野菜類）、小中調理室（煮炊き）、小中調理室（焼物・揚物・蒸物）、幼保調理室（煮炊き・焼物・揚物・蒸物）、和え物準備室、サラダ・和え物室、アレルギー専用調理室（小中、幼保）、離乳食調理室、器具洗浄室、コンテナ室、配送風除室 等
	事務・ その他エリア		玄関、職員用玄関、職員廊下、ホール、事務所、委託業者事務所、更衣室、湯沸室、書庫、倉庫、トイレ、来客用トイレ、多目的トイレ、前室、準備室、備品庫、配送員控室、配送員前室、研修室、調理試作室、見学通路、休憩室、職員食堂、調理員用トイレ、洗濯・乾燥室 等
	附帯施設		リフト、エレベーター、設備機械室、ボイラー室、受水槽、排水処理施設、キュービクル、ゴミ置場、駐車場、駐輪場、配送車両車庫、緑地、門扉、フェンス、外灯設備 等

### 第3 募集及び選定に関する事項

#### 1 募集及び選定の方法

本事業では、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、民間事業者の選定は、施設や設備の性能、事業計画の妥当性等に価格評価を加え、公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

また、民間事業者の地元の事業者活用や地場産品の活用等、地域への貢献度についても評価の対象とする。

#### 2 審査及び優先交渉権者決定の手順

審査及び優先交渉権者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、実施要項等において示す。

##### (1) 審査の手順

- ① 審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

- ② 参加資格審査は、本事業を実施するために構成された複数の企業（以下「参加者」という。）の参加資格について、参加資格要件に基づき行う。
- ③ 提案審査は、参加資格審査を通過した者からの提案価格について、常滑市が価格審査を行う。
- ④ 価格審査を通過した参加者からの提案内容について、常滑市新学校給食共同調理場整備事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施要項等公表時に示す審査基準書に従い、審査を行い、提案者の順位を決定する。

## （２）優先交渉権者の決定

常滑市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

## 3 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

時期	内容
令和3年9月30日（木）	実施方針、要求水準書（案）の公表
令和3年10月13日（水）	実施方針、要求水準書（案）に関する質問受付締切
令和3年10月27日（水）	実施方針、要求水準書（案）に関する質問に対する回答、公表
令和3年11月中旬	実施要項等の公表
令和3年11月中旬	現地見学会の開催
令和3年11月下旬	実施要項等に関する質問受付締切
令和3年12月上旬	実施要項等に関する質問に対する回答
令和3年12月下旬	参加資格審査書類の受付締切
令和3年12月下旬	参加資格審査結果の通知
令和4年1月中旬	提案審査書類の受付締切
令和4年2月下旬～ 3月上旬	提案審査書類に関するプレゼンテーション・ヒアリング
令和4年3月上旬	優先交渉権者の決定・公表
令和4年3月中旬	基本協定締結
令和4年4月中旬	仮契約の締結
令和4年6月下旬	事業本契約締結（議会承認後）

## 4 募集及び選定等の手続き

募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。その他詳細は実施要項等において示す。

#### (1) 実施方針、要求水準書（案）に関する質問の受付

実施方針、要求水準書（案）に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和3年9月30日（木）から10月13日（水）まで
- ② 提出方法：実施方針、要求水準書（案）に関して質問・意見を【様式1】に記入の上、電子メールに添付して提出すること。なお、電子メールの件名は「DB質問書（企業名）」とすること。なお、受付期間外の質問については回答しない。
- ③ その他：申込先アドレスは第8／5に示す「問合せ先」を参照すること。なお、電子メール送信後は受信確認を必ず行うこと。

#### (2) 実施方針、要求水準書（案）に関する質問の回答

実施方針、要求水準書（案）に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和3年10月27日（水）までに、常滑市のホームページに掲載し、公表する。

なお、常滑市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、提出者に直接問合せを行うことがある。

#### (3) 実施要項等の公表

令和3年11月中旬に実施要項等の公表を常滑市のホームページに掲載することにより行い、紙媒体での個別の交付は行わない。

#### (4) 現地見学会の開催

次のとおり、現地見学会を開催する。

- ① 受付期間：令和3年11月中旬ごろ
- ② 提出方法：電子メールにて受け付ける。電子メールの件名は「DB現地見学会（企業名）」とすること。
- ③ その他：申込先アドレスは第8／5に示す「問合せ先」を参照すること。なお、電子メール送信後は受信確認を必ず行うこと。

#### (5) 実施要項等に関する質問の受付・回答

実施要項等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、常滑市のホームページにおいて公表する。質問の受付・回答は、1回行うことを予定している。

#### (6) 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

本事業への参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、参加資格審査書類提出者に通知する。

**(7) 提案審査書類の受付**

参加資格審査の通過者に対し、提案審査書類の提出を求める。

**(8) 優先交渉権者の決定・公表**

審査結果及び優先交渉権者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに公表する。

**(9) 基本協定の締結**

常滑市と優先交渉権者は、実施要項等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。

**(10) 基本契約及び各事業契約の締結**

常滑市と基本協定を締結した優先交渉権者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議調整し、本事業の実施に関する包括的な契約としての基本契約及び個別の契約として各事業契約（公共土木設計業務等委託契約及び建設工事請負契約）を締結する。この締結により、優先交渉権者を選定事業者とする。

なお、仮契約は、本事業に係る基本契約及び建設工事請負契約に関する議案が常滑市議会の議決を経た場合に本契約となる。

**5 参加者の構成**

**(1) 参加者の構成と定義**

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループ（以下「構成員」という。）とする。なお、構成企業とは、設計業務・工事監理業務・建設工事（以下「特定業務」という。）を担当する企業をいい、協力企業とは、必要に応じて構成員に含めることができ、調理機器調達・搬入設置業務等を行う企業をいう。参加者の構成スキームについては、別紙2を参照すること。

項目	定義
構成企業	参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結する法人
協力企業	参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結しない法人

**(2) 構成企業及び協力企業の明示**

参加者は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業及び協力企業を明示するものとする。

また、構成企業の中で応募手続きを行い、常滑市との対応窓口となる1法



人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

### （３）複数業務の実施

参加者の構成企業又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、工事監理業務と建設工事関連業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

### （４）複数応募の禁止

特定業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の参加者の構成企業並びに協力企業になることはできない。

また、代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の参加者の構成企業並びに協力企業になることはできない。

なお、常滑市が優先交渉権者との基本契約を締結後、選定されなかった参加者の構成企業並びに協力企業が、選定された構成企業並びに協力企業の業務等の一部を受託することは可能とする。

### （５）参加者の変更及び追加

参加資格審査書類において明示が義務付けられている者について、代表企業の変更は、認めない。代表企業以外の構成企業並びに協力企業の変更及び追加は、6（３）の場合等、常滑市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

## 6 参加者の備えるべき参加資格要件

参加者の構成企業並びに協力企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない参加者の応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、審査委員会の審査委員に、本事業の選定に関連して接触を試みた者については、事業への一切の参加資格を失うものとする。

### （１）共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ③ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17号の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者または民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者は、当該申し立てがなされたかた者とみなす。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申立て中または破産手続き中でないこととする。
- ⑥ 常滑市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑦ 建設業法に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- ⑧ 常滑市指名停止取扱要綱による指名停止を受けていないこと。
- ⑨ 令和2・3年度の常滑市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ⑩ 愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- ⑪ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
  - ・玉野総合コンサルタント株式会社
  - ・西脇法律事務所
- ⑫ 審査委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。

## （2）個別の参加資格要件

参加者の構成企業のうち各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

### ① 設計業務を行う者

以下に示す要件についていずれにも該当すること。

なお、複数の企業で実施する場合は、以下に示すア)の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、イ)及びウ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ) 平成28年4月以降に竣工した4,000食/日以上を提供能力を持つドライ

システムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の新築の設計実績（実施設計）を有すること。

ウ) 平成28年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の新築工事の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

### ② 工事監理業務を行う者

以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の企業で実施する場合は、以下に示すア)の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、イ)及びウ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ) 平成28年4月以降に竣工した4,000食/日以上を提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の工事監理実績を有すること。

ウ) 平成28年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の新築工事の工事監理実績を有すること。

### ③ 建設工事を行う者

以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を持ち、建築工事業について、建築業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による「経営に関する客観的事項の審査」（以下「経営事項審査」という。）を受け、令和2・3年度常滑市入札参加資格者名簿に登載されている者であって、参加表明書の提出日から本件工事の優先交渉権者決定までの間、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

イ) 令和2・3年度の常滑市における入札参加資格の認定において、経営規模等評価結果通知書の建築一式工事にかかる総合評定値が、1,300点以上であること。

ウ) 平成28年4月以降に、官公庁（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18

条に規定する法人)が発注した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延床面積3,000㎡以上の新築工事を元請(特定JVは、出資比率が30%以上の場合の者に限る。)で、建設実績を有すること。

参加者の協力企業の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

① 調理機器調達・搬入設置業務を行う者

以下に示す要件について、該当すること。

ア) 平成28年4月以降に竣工した4,000食/日以上を提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事において調理機器調達・搬入設置の実績を有すること。

② その他業務を行う者

個別の参加資格要件は、特になし。

(3) 参加資格要件の喪失

参加資格審査書類の提出日から優先交渉権者決定までの間に、参加者の構成企業並びに協力企業に次の行為があったときは、当該グループの参加資格を取り消すものとする。

- 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- 応募提案に虚偽の記載を行うこと。
- その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

また、代表企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該グループの参加資格を取り消すものとする。さらに、参加者の代表企業以外の構成企業並びに協力企業が、参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類の受付締切日の前日までに参加資格を喪失

ア) 参加資格を喪失しなかった構成企業及び協力企業のみで実施要項に定める参加資格要件を満たしており、構成企業・協力企業等変更承諾願を常滑市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに常滑市が変更を認めた場合

- イ) 参加資格を喪失した構成企業又は協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業又は協力企業を加えた上で、構成企業・協力企業等変更承諾願を常滑市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに常滑市が変更を認めた場合
- ② 提案審査書類の受付締切日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失
  - ア) 参加資格を喪失しなかった構成企業及び協力企業のみで実施要項に定める参加資格要件を満たしており、構成企業・協力企業等変更承諾願を常滑市に提出し、優先交渉権者決定日までに常滑市が変更を認めた場合
  - イ) 参加資格を喪失した構成企業又は協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業又は協力企業を加えた上で、構成企業・協力企業等変更承諾願を常滑市に提出し、優先交渉権者決定日までに常滑市が変更を認めた場合

## 7 提案審査書類の取扱

### (1) 著作権

提案審査書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、常滑市は、事前に選定事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、常滑市による選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

## 第4 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 リスク分担の方法等

#### (1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、常滑市と選定事業者が適正にリスクを

分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負うものとする。ただし、常滑市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、常滑市がそのすべて又は一部を負うこととする。

## **(2) 予想されるリスクと責任分担**

常滑市と選定事業者とのリスク分担は、原則として別紙3によることとする。詳細については基本契約及び各事業契約において定めるものとする。

## **(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法**

常滑市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、常滑市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、基本契約及び各事業契約において定めるものとする。

## **2 業務品質の確保**

### **(1) 提供されるサービスの水準**

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

### **(2) 選定事業者による業務品質の確保**

選定事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

### **(3) 事業の実施状況の確認**

常滑市は、選定事業者が実施する施設整備業務及び開業準備支援業務について確認を行う場合がある。詳細については基本契約及び各事業契約において定めるものとする。確認の結果、選定事業者が実施する施設整備業務及び開業準備支援業務の水準が常滑市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う場合がある。

## 第5 基本契約及び各事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 疑義対応

基本契約及び各事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、常滑市と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、基本契約及び各事業契約に規定する具体的措置に従う。

### 2 紛争処理機関

基本契約及び各事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続に関する基本的考え方

選定事業者においては、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、基本契約で定める事由ごとに、常滑市及び選定事業者の責任に応じて、必要な現状の復旧等その他の措置を講じることとする。

### 2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

#### (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 選定事業者の提供するサービスが基本契約に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、常滑市は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において選定事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、常滑市は、基本契約を解除することができる。
- ② 選定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他基本契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、基本契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、常滑市は、基本契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、常滑市は、基本契約に基づき選定事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

## (2) 常滑市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 常滑市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、基本契約を解除することができるものとする。
- ② 上記①の規定により選定事業者が基本契約を解除した場合は、選定事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

## (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他常滑市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、常滑市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、常滑市及び選定事業者は、基本契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により基本契約が解除される場合、常滑市及び選定事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、基本契約書において示す。

## (4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、基本契約に定める。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置

- (1) 本事業用地は、行政財産であり、常滑市は、これを無償で使用させる。
- (2) 常滑市は、選定事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

### 2 財政上及び金融上の支援

- (1) 財政上及び金融上の提案については、参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (2) 常滑市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）及び各種省エネ等にかかる補助金の交付を受けることを想定しているが、選定事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、選定事業者は、常滑市が行う交



付金及び補助金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

常滑市は、本事業予算に関する議案を令和4年常滑市議会第1回定例会に、また、契約に関する議案を令和4年常滑市議会第2回定例会に提出することを想定している。

### 2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

### 3 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

### 4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、常滑市のホームページにおいて公表する。

### 5 問合せ先

場 所	常滑市教育委員会事務局 学校教育課
住 所	〒479-8610 愛知県常滑市新開町4丁目1番地
電 話	0569-47-6129
F A X	0569-34-7227
E-mail	kyushokuseibi@city.tokoname.lg.jp
常滑市ホームページアドレス	<a href="https://www.city.tokoname.aichi.jp/">https://www.city.tokoname.aichi.jp/</a>

別紙 1

共同企業体の構成員候補者一覧等

1. 常滑市が共同企業体の構成員候補者として選定する者は、以下のとおりとする。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により、建築工事業について特定建設業または一般建設業の許可を受けている者で、常滑市に本店を有し建築一式工事の常滑市総合点数が 730 点以上である者または常滑市に支店または営業所を有する者で建築一式工事の経営事項審査の総合数値が 730 点以上の者（表 1）。ただし、支店または営業所にあつては、当該支店または営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いているもので、本プロポーザルの公告日までに 3 ヶ月以上継続して、常滑市内に支店または営業所を有するものに限る。（以下「市内業者」という。）

表 1 市内業者（順不同）・・・B 1・B 2

所在地	商号または名称	安全防災会員 ※1
常滑市字大流天竺口 15	市田建設株式会社	○
常滑市港町 6 丁目 6	株式会社サイダ	○
常滑市小倉町 8 丁目 26	大宗建設株式会社	○
常滑市明和町 1 丁目 32	株式会社東海エコ	○
常滑市北条 3 丁目 30	株式会社藤井組	○
常滑市西之口 7 丁目 36	株式会社マルタケ	○
常滑市金山字大屋敷 15-2	株式会社水野組	○
常滑市鯉江本町 5 丁目 153	株式会社七番組常滑支店	—

※1 市域での地震、風水害等の発災時における急務な復旧活動等に関する「応急復旧に関する応援協定書」を常滑市と締結した「常滑安全防災協議会」の会員（以下、「安全防災会員」という。）

- (2) 知多半島に本店を有する者で、建築一式工事の経営事項審査の総合評定値が 900 点以上である者（ただし表 1 に該当する者を除く）（表 2）（以下「知多半島本店業者」という。）

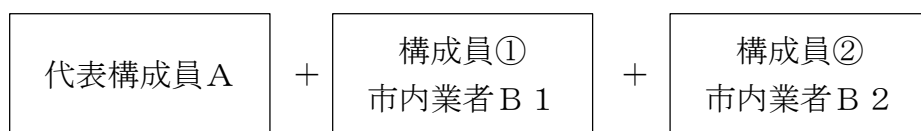
表 2 知多半島本店業者（順不同）・・・C

所在地	商号または名称
大府市中央町 6 丁目 145	株式会社愛知工務店
知多郡美浜町大字布土字大池 53-1	伊藤組建設株式会社

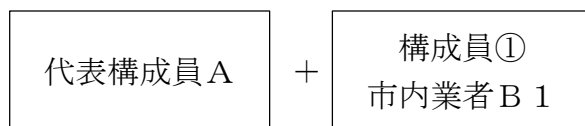
知多郡武豊町字西門 74	岩部建設株式会社
知多郡阿久比町大字白沢字二反ノ田 39- 1	株式会社岡戸組
半田市幸町 1 丁目 20	株式会社沢田工務店
半田市住吉町 2 丁目 185- 1	株式会社大進
大府市若草町 2 丁目 170	株式会社花井組
知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28- 1	東浦土建株式会社
半田市吉田町 1 丁目 60	八洲建設株式会社

## 2. 共同企業体の結成の方法は以下のとおりとする。

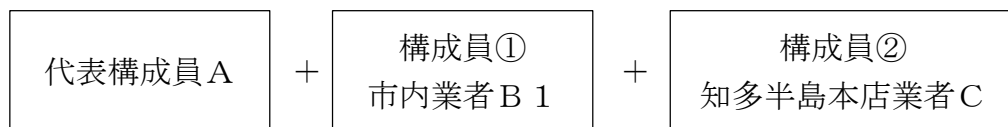
- (1) 代表構成員Aは表1にかかげる市内業者と交渉（交渉の順序は、第一順位：安全防災会員、第二順位：安全防災会員外とする。）を行い、代表構成員A及び市内業者2者（B1及びB2）の3者による共同企業体を基本として結成することとする。



- (2) (1)における交渉において、交渉成立が1者のみ（B1のみ）となった場合は、その経過と結果を交渉記録にまとめ、常滑市に報告すること。常滑市がヒアリング等を実施し、妥当と判断した場合は、2者（代表構成員A及び構成員B1）での共同企業体の結成を認める。



- (3) (2)の場合で、代表構成員A及び構成員B1より、表2にかかげる知多半島本店業者を含めた3者での共同企業体の結成の申し出があり、常滑市が妥当と判断した場合は、3者（代表構成員A及び構成員B1及び構成員C）での共同企業体の結成を認める。



## 3. 共同企業体の結成期限は以下のとおりとする。

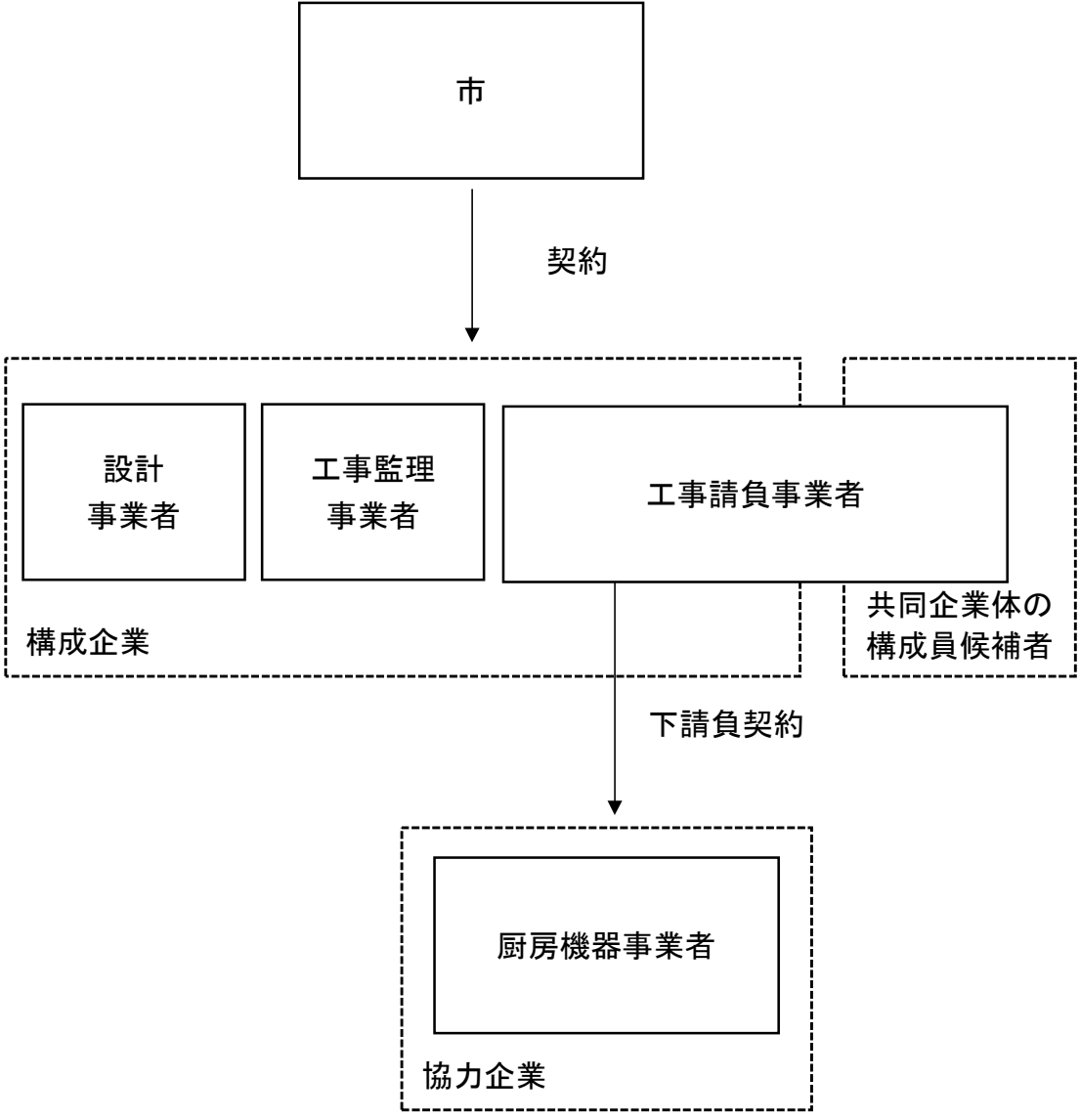
- (1) 代表構成員Aは、優先交渉権公表日から45日以内（土日祝日含む）に共同企業体を結成することとする。
- (2) 共同企業体の結成にあたっては、特定建設工事共同企業体協定を提出すること。

**4. 共同企業体の出資比率については以下のとおりとする。**

- (1) 代表者を除く構成員 2 者の出資比率の合計は、40%以上とする。ただし、この場合における構成員の最小限度基準は、20%以上とする。
- (2) 代表者を除く構成員が 1 者のみとなった場合の最小限度基準は、30%以上とする。

別紙 2

参加者の構成スキーム



項目	定義
構成企業	参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結する法人
協力企業	参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結しない法人
共同企業体の構成員候補者	優先交渉権者が、構成企業の工事請負事業者とともに建設工事関連業務を行うために選定しなければならない地元の建設企業

別紙 3

リスク分担表（案）

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
政策転換リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●		
制度 関連 リスク	法令 リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
		3	上記以外のもの		●
	税制度 リスク	4	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
		5	その他の税制変更に関するもの（例：法人税率の変更）		●
	許認可 取得 リスク	6	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの）	●	
		7	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの以外）		●
社会 リスク	住民対応 リスク	8	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
		9	上記以外のもの（事業者が行う調査、建設に関するもの）		●
	環境保全 リスク	10	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
第三者賠償リスク	11	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●	
債務 不履行 リスク	市の責に よるもの	12	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
	事業者の 責に よるもの	13	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
		14	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
不可抗力リスク	15	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●		
	16	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●	
物価変動リスク	17	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	●	
要求水準未達リスク	18	要求水準との不適合に関するもの		●	
実施要項等リスク	19	実施要項等の誤り、内容の変更に関するもの	●		
提案価格リスク	20	提案した費用の負担に関するもの		●	
契約締結リスク	21	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	● ※	● ※	
資金調達リスク	22	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●		
	23	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●	
設計・調査リスク	調査リスク	24	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
		25	上記以外の測量・調査に起因するリスク	●	●
	設計リスク	26	市の指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）	●	
		27	上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）		●

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
建設 リスク	発注者 責任 リスク	28	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
		29	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
	用地 リスク	30	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
		31	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く）	●	
		32	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（上記を除く）		●
	工事遅延・ 未完工 リスク	33	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●	
		34	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●
	工事費 増大 リスク	35	市の指示による工事費の増大に関するもの	●	
		36	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●
	工事監理 リスク	37	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
施設損傷 リスク	38	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による		
什器備品等調達・ 納品遅延リスク	39	市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●		
	40	事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●	
事業の中途終了 リスク	41	市の債務不履行に起因する契約解除	●		
	42	事業者の債務不履行に起因する契約の解除（一部解除を含む）		●	
施設の性能確保 リスク	43	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●	
移管手続き リスク	44	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●	

※：契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。